

## 第3章

# 緑の現況と課題

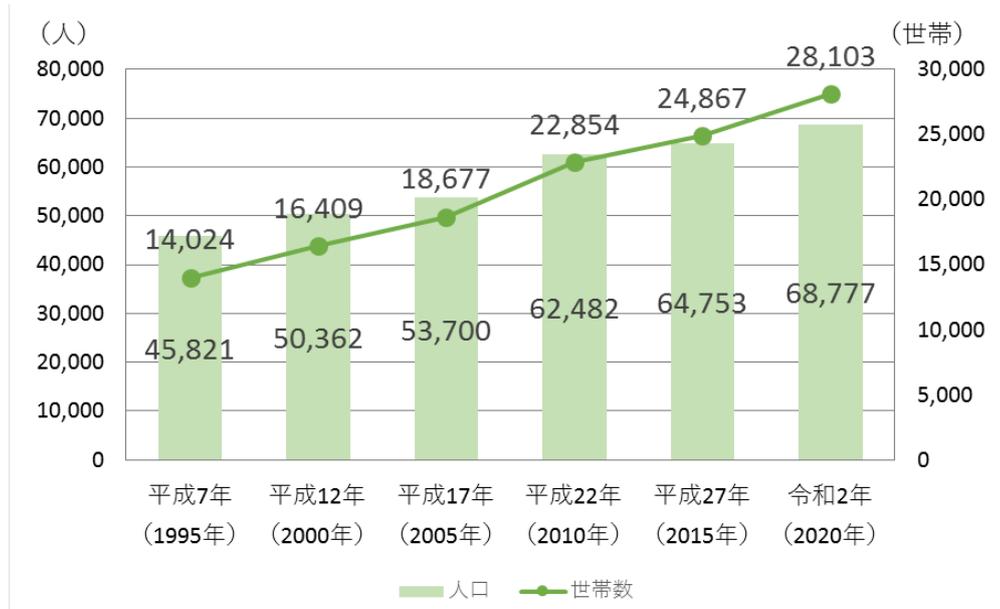
---

## 1 守谷市の人口動向と緑の現況

### (1) 人口

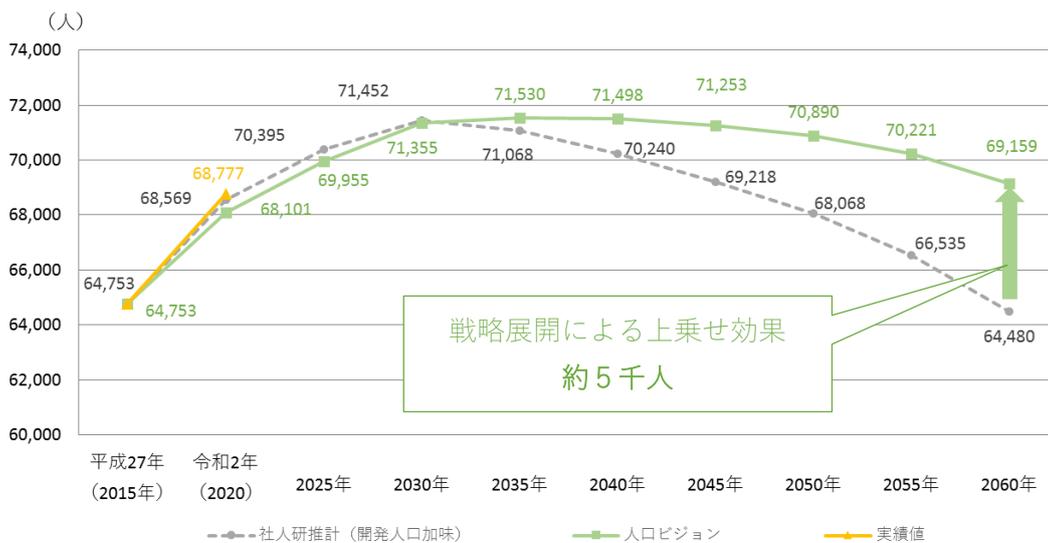
本市の人口動向をみると、平成7（1995）年以降の常住人口より、25年間で人口は増加傾向を示しており令和2（2020）年には約6万9千人と、平成7（1995）年から5割以上増加しています。

また、守谷市人口ビジョンによる推計人口では、令和17（2035）年が人口のピークとなり、約7万2千人まで増加する見通しとなっています。



※平成7(1995)年～平成12(2000)年は旧守谷町  
出典：常住人口（各年10月1日）

図 3-1 人口・世帯の推移



出典：守谷市人口ビジョンを参考に作成

図 3-2 今後の人口の見通し

## (2) 緑の特性

本市の市街地は、比較的平坦な台地上につくられており、利根川、鬼怒川、小貝川の三つの川につながる低地は枝分かれしながらひだのように台地に入り込み、谷津が多く形成されています。この谷津の両側や台地と低地の境界部には、斜面林が帯状に連なっています。これらは守谷の地形と原風景の特徴であり守谷らしい景観を形成しています。

また、市域を流れる利根川、鬼怒川、小貝川には豊かな樹林地が伴っており、緑豊かな河川景観が広がっています。そして、利根川左岸と鬼怒川右岸、小貝排水路両岸には、田を中心とした大規模農地が広がっています。

広大な樹林地である稲戸井調節池には、湿原・湿性林、草地、水辺など変化に富んだ自然環境が残されており、既に調節池としての洪水調整機能を発揮しています。加えて、稲戸井調節池周辺ではオオタカなどの猛禽類が確認されているほか、湿地環境に生育する絶滅危惧種なども確認されており、多様な生物の生息地としても重要となっています。

さらに、守谷城址公園から愛宕谷津周辺には、平成30(2018)年に市民団体、ボランティア、市内中学生、事業者などとの協働で「守谷野鳥のみち」が整備されました。この「守谷野鳥のみち」は、中心市街地の近くに位置していながら、大規模な里山と有機的な動植物の連鎖のあるビオトープなどの貴重な守谷の原風景が残っている地域です。この自然を地域振興や防災・減災、環境保全など多面的に活用することでまちの価値を高め、持続可能なまちづくりを目指していくという思いが込められています。これはグリーンインフラの思想でありその具体的な取組といえます。

また一方、市街化区域内には、大規模住宅団地（北守谷住宅団地、南守谷住宅団地、みずき野住宅団地、美園住宅団地、ひがし野住宅団地、松並青葉住宅団地）や工業団地が分布しており、これらの開発に伴う公園緑地、歩行者専用道路や街路樹などの緑化整備も積極的に行われています。

このように、本市には昔から守られ続けてきた自然の緑や、計画的に整備された緑など、多様な緑とオープンスペースに恵まれており、既にグリーンインフラの具体的な取組が行われています。これらの多様で豊富な緑は、今後持続的なまちづくりを進めていく上で、地域の大切な資源となります。

## 守谷市の里山環境とは

### ■里山とは

里山とは、原始的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域です。農林業などに伴う様々な人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきました。

里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域です。

しかし、里山の多くは人口の減少や高齢化の進行、産業構造の変化により、里山林や野草地などの利用を通じた自然資源の循環が少なくなることで、大きな環境変化を受け、里山における生物多様性は、質と量の両面から劣化が懸念されています。

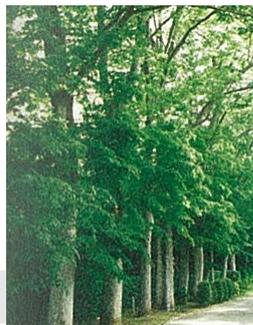
出典：環境省自然環境局 HP を参考に作成

### ■守谷市における里山環境

守谷市では、長年にわたる市民と自然のかかわりの歴史を通じて、集落地を中心に資源が循環し、持続的に自然の恵みを楽しむ空間として、本市における里山環境が形成され維持されてきました。

本市内においては、立沢一帯や守谷野鳥のみち、野木崎地区や高野地区の集落地周辺が代表的な里山環境として挙げられます。これらの里山は、これまで、農林業による生産や人々の生活の場として支えてきましたが、今日では、生活様式の変化に伴い、多様な生物の生息・生育環境として、また、本市特有の良好な景観や伝統文化の基盤として、さらには子供たちをはじめ自然離れしてしまった市民の自然体験の場や、多様な生物の生息・生育環境としても重要な意義や機能を発揮しています。

これらの里山環境を維持していくことで、将来にわたって多様な生物と共存・共生し、持続的なまちづくりに寄与していきます。



屋敷林



薪炭農用林



谷津

出典：もりやの自然誌（守谷町教育委員会）

(3) 緑の量と分布

本計画における緑は、大きく施設緑地と地域制緑地に分類されます。施設緑地は、都市公園法で規定されている街区公園や近隣公園、運動公園などの都市公園や、それ以外の公共施設緑地や民間施設緑地を対象とします。また、地域制緑地は、緑地の整備・保全に関連する法律・条例などに基づき定められた区域などを対象とします。

これらの緑の現況量は、市域全体では1,693.01haであり、市域に対して47.4%となっています。しかしながら、市街化区域に限ってみると122.25haであり、市街化区域面積の12.4%に留まっています。

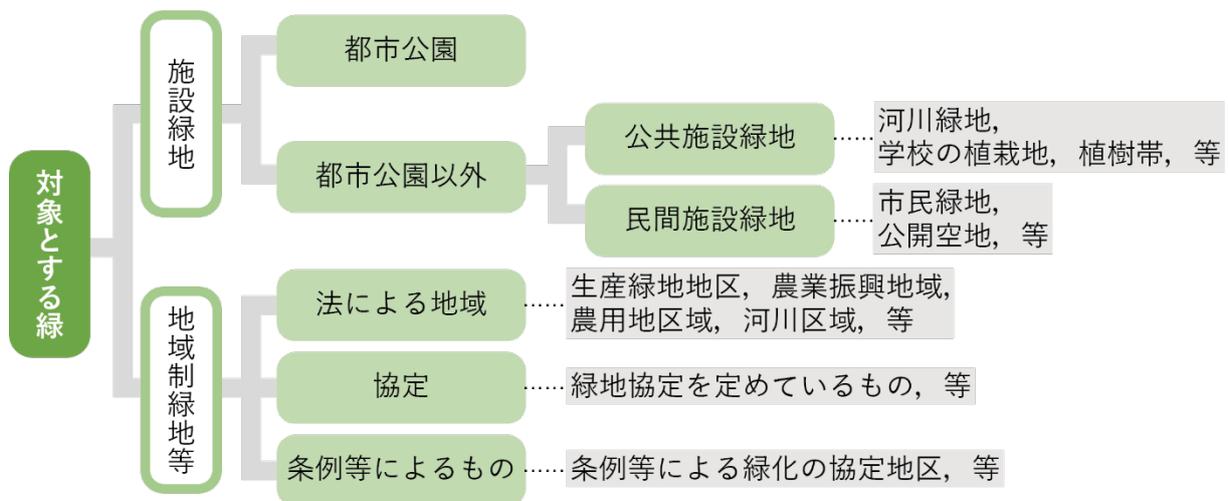


図 3-3 公園などの施設や法律・条例などにより確保される緑の分類

■緑の現況総括表

表 3-1 公園などの施設や法律・条例などにより確保される緑の現況

種別	市街化区域		市街化調整区域		市域		
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
施設 緑地	街区公園	59	17.14	0	0.00	59	17.14
	近隣公園	7	16.16	0	0.00	7※ <sup>1</sup>	16.16
	運動公園	0	0.00	1	16.69	1	16.69
	特殊公園(歴史公園)	2	0.80	2	8.55	4	9.35
	都市緑地	32	10.18	0	0.00	32	10.18
	都市公園 計	100	44.28	3	25.24	103	69.52
	運動公園(条例)	3	12.33	1	9.14	4	21.47
	森林公園	1	4.31	1	2.46	2	6.77
	その他の公共空地	16	4.60	8	2.94	24	7.54
	市民農園	0	0.00	2	2.53	2	2.53
	歩行者専用道路	30	9.72	0	0.00	30	9.72
	公開教育施設	9	19.62	4	5.56	13	25.18
	植樹帯	44	9.32	15	8.39	46※ <sup>2</sup>	17.71
	公共公益施設植栽など	5	1.53	8	4.98	13	6.51
	公共施設緑地 計	108	61.43	39	36.00	134※ <sup>2</sup>	97.43
	寺院・神社	7	5.99	19	8.53	26	14.52
	公開企業グラウンド	1	2.89	0	0.00	1	2.89
	民間施設緑地 計	8	8.88	19	8.53	27	17.41
施設緑地合計	216	114.59	61	69.77	264※ <sup>2</sup>	184.36	
地域 制 緑地	生産緑地地区(生産緑地法)	25	2.74	0	0.00	25	2.74
	河川区域(河川法)	0	0.00	3	984.14	3	984.14
	農用地区域(農振法)	0	0.00	4	567.29	4	567.29
	地域森林計画対象民有林(森林法)	17	15.80	66	176.26	70※ <sup>2</sup>	192.06
	法によるもの 計	42	18.54	73	1,727.69	102※ <sup>2</sup>	1,746.23
	緑地環境保全地域(県条例)	0	0.00	1	0.85	1	0.85
	保存緑地(市条例)	11	4.24	546	66.24	557	70.48
	条例などによるもの 計	11	4.24	547	67.09	558	71.33
	(地域制緑地間の重複)	5	3.22	53	233.95	58	237.17
	地域制緑地合計	48	19.56	567	1,560.83	602※ <sup>2</sup>	1,580.39
(施設・地域制緑地間の重複)	9	11.90	391	59.84	400	71.74	
緑地現況量総計 (区域面積割合)	255	122.25 (12.4%)	237	1,570.76 (60.7%)	466※ <sup>2</sup>	1,693.01 (47.4%)	

※1 近隣公園の箇所数は都市計画決定の箇所数とは異なります。

※2 地区を跨ぐ箇所は面積按分をし算出したため、地区別の箇所数は重複値となっています。

※3 保存緑地(市条例)は、令和3(2021)年2月時点の情報となっています。

(令和3(2021)年3月31日現在)

■緑の現況総括図

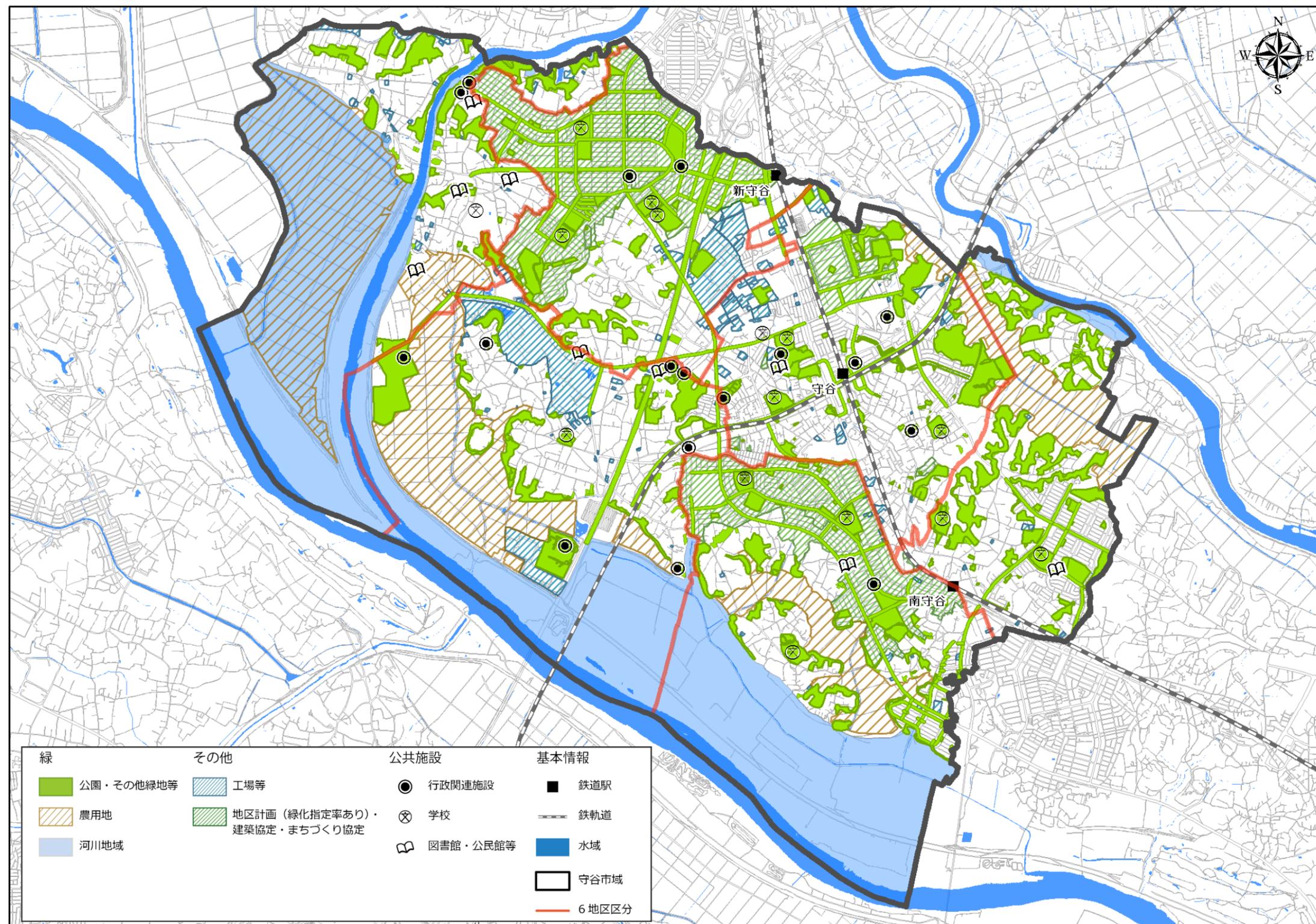


図 3-4 公園などの施設や法律・条例などにより確保される緑の現況総括図



(4) 公園及び都市緑地の分布状況

公園及び緑地の分布状況を見ると、市街化区域内は比較的広範囲をカバーしていますが、一部、守谷地区の住宅地周辺や立沢地区の工業団地周辺に空白地域が存在しています。

みずき野・同地・赤法花地区では、みずき野住宅地周辺にて、近隣公園（さくらの杜公園）に加え街区公園も多く分布しており、誘致カバー圏の重複がみられます。

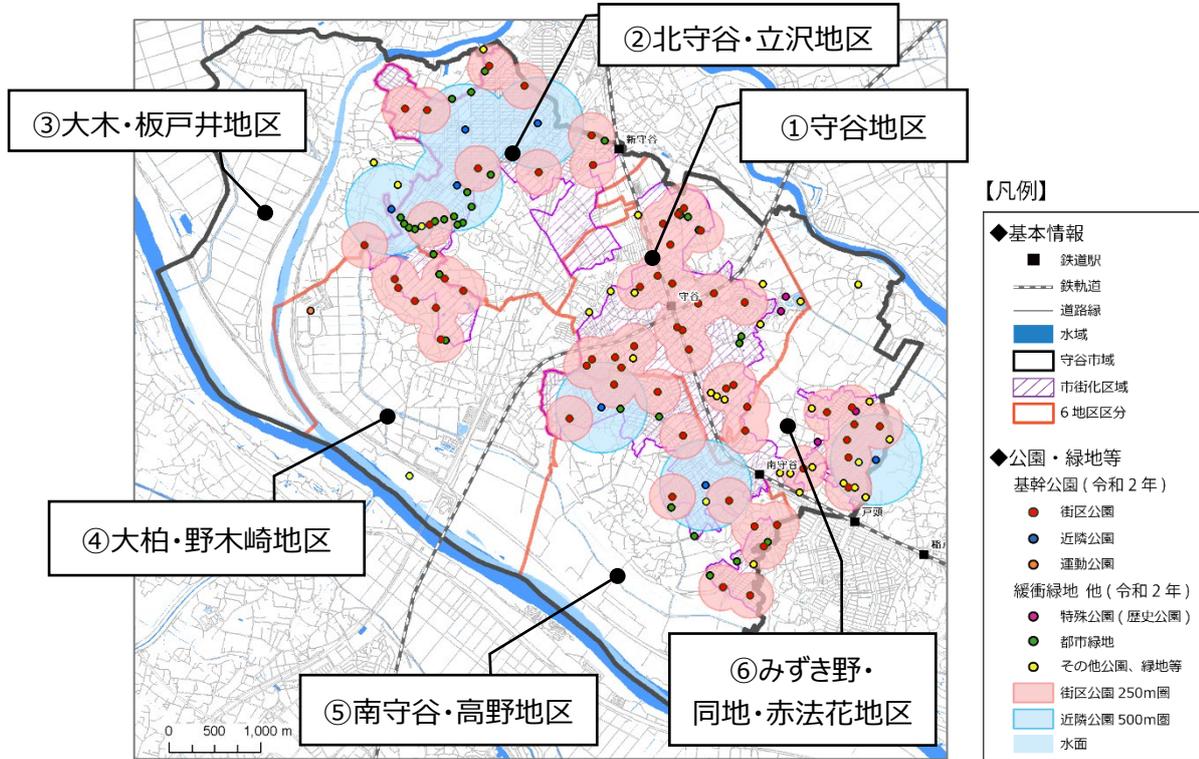


図 3-5 公園及び都市緑地の分布と勢力圏

(5) 一人当たり公園・緑地面積

ここでいう緑地とは、都市公園と公共空地などを対象とします。公共空地などには、運動公園（条例による）、森林公園，市民農園，その他の公園などが該当します。

一人当たりの公園・緑地面積は，市全体では，15.7 m<sup>2</sup>/人で，地区別にみると，④大柏・野木崎地区が最も多く，次いで⑥みずき野・同地・赤法花地区が多くなっています。

一方，③大木・板戸井地区は 4.2 m<sup>2</sup>/人と最も低く，次いで①守谷地区が 8.8 m<sup>2</sup>/人と低くなっています。

表 3-6 地域別一人当たり公園・緑地面積

	公園・緑地面積	地域人口※ <sup>1</sup>	一人当たり面積
①守谷地区	22.57ha	25,776 人	8.8 m <sup>2</sup> /人
②北守谷・立沢地区	25.18ha	18,128 人	13.9 m <sup>2</sup> /人
③大木・板戸井地区	0.79ha	1,873 人	4.2 m <sup>2</sup> /人
④大柏・野木崎地区	33.66ha	2,949 人	114.1 m <sup>2</sup> /人
⑤南守谷・高野地区	13.16ha	14,790 人	8.9 m <sup>2</sup> /人
⑥みずき野・同地・赤法花地区	12.47ha	5,261 人	23.7 m <sup>2</sup> /人
市全体	107.83ha	68,777 人	15.7 m <sup>2</sup> /人

※1 常住人口調査結果（令和 2(2020)年 10 月 1 日）を使用しています。

(6) 生物の生息・生育環境の現況

① 植生

本市を含む茨城県の南部には平地が広がっており、鹿島灘沖の千島海流（親潮）と日本海流（黒潮）がぶつかる環境条件から南方系と北方系に属する生物が互いに接して分布しています。

なお、詳細な植生図などは、本編末尾の参考資料にて記載しております。

② 確認されている主な動植物種

● 守谷野鳥のみち周辺

本市の台地は古河・猿島台地の先端部に当たり、北相馬台地と呼ばれており、標高は約20m、台地の中心付近はほぼ平坦さが維持されています。

愛宕中学校に隣接する守谷野鳥のみちは、この台地上に位置しており、変化に富んだ山道など自然の地形を生かした市民協働による手作りの「守谷野鳥の森散策路」と、野鳥が数多く生息している湿地草原の「鳥のみち」を含む総延長4キロメートルの遊歩道です。

守谷野鳥のみち周辺では、様々な種類の木々や草花、昆虫などを観察することができます。また、環境省レッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に指定されているサシバをはじめ、オオタカやノスリなどの猛禽類が姿を見せることもあり、2時間ほど歩くと30種類もの野鳥が見つかることもあります。

この周辺で確認された動植物種についてその一部を紹介します。

サシバ		ノスリ
○東北地方以南に東南アジアから飛来する中型の猛禽 ○環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類		○ハシブトカラス大の地味な色合いの猛禽 ○平成25(2013)年に初めて繁殖が確認
		
ヤマガラ	ルビタキ	ヤマユリ（守谷市の花）
		

出典：「守谷野鳥のみち自然園」ホームページ，現地踏査

●稲戸井調節池

茨城県取手市と本市にまたがり利根川の河川区域に位置している稲戸井調節池では、周辺においてオオタカなどの猛禽類が確認されています。また植物では、「茨城県版レッドデータブック<植物編>2012年改訂版」にて絶滅危惧Ⅱ類に指定され湿地環境に生育するナガボノシロワレモコウや、準絶滅危惧種のノウルシ、情報不足1注目種のワタラセツリフネソウなどが確認されています。



出典：オオタカ 第14回稲戸井調節池整備・活用検討懇談会資料  
 ノウルシ もりやの自然誌  
 ナガボノシロワレモコウ、ワタラセツリフネソウ 第8回稲戸井調節池整備・活用検討懇談会資料

図 3-7 稲戸井調節池周辺で確認された動植物

●守谷市上下水道事務所

大柏地区に位置する守谷市上下水道事務所では、平成20(2008)年3月に茨城県による特定植物群落調査の一環として松並地区で実施された植物調査において確認されたオキナグサを、松並青葉地区より移植し保全しています。

オキナグサは「茨城県版レッドデータブック<植物編>2012年改訂版」にて絶滅危惧ⅠA類に指定されています。茨城県自然博物館の記録によると、昭和9(1934)年に高萩市花貫溪谷、昭和30(1955)年に笠間町佐伯山(現笠間市)、昭和33(1958)年に日立市大久保、昭和38(1963)年に鹿嶋町(現鹿嶋市)で確認されていますが、現在はいずれの産地でも自生していません。そのため、本市の個体が県内最後の自生個体であると考えられます。



図 3-8 松並青葉地区で確認されたオキナグサ(左：花期、右：果期)

## 2 守谷市の緑の課題

### (1) 縁取りとなる緑

#### ① 河川の緑

市域を流れる利根川、鬼怒川、小貝川沿いには、豊かで貴重な樹林地が形成されています。これらは稲戸井調節池を中心とし、自然災害時の洪水調整機能も有していることから、守谷市のグリーンインフラの拠点となりうる緑として保全・活用を図っていく必要があります。さらに、これらの緑は多様な生物のすみかとなるため、生き物の生息に配慮した潤いある水辺環境の創出が求められます。

また、市民、学校、事業者、行政が一体となり「利根川河川敷クリーン作戦」に取り組んでいます。これらの取組を継続し、今後は環境保全のみならずグリーンインフラとして教育やレクリエーションへの活用を促進することで、地域活性化や地域文化の継承につなげていくことが必要です。

#### ② 河川沿いの広大農地

利根川、鬼怒川、小貝川沿いには広大な農地が形成されています。

これらの広大な農地は、雨水貯留機能や、景観保全機能、生物多様性保全機能など、様々な機能を持っており、この機能を最大限発揮できるよう、生産性を維持しつつ、良好な緑として維持・保全を図ることが求められます。



図 3-9 鬼怒川河川沿いの農地（大木地区）

## (2) 市特有の緑

### ① 斜面林を中心とした歴史的な緑

斜面林、平地林、屋敷林、社寺林は、市特有の貴重な緑であり、市街地外縁部に連なる斜面林を中心に守谷の原風景である里山景観を形成しています。また、生物の生息・生育環境としても重要な緑であり、市街地内での緑量確保においても重要な役割を果たしています。

この里山の原風景は、将来的に残していくべき緑であり、保存緑地としての指定を推進し、持続的な緑として保全を図っていくことが必要です。



図 3-10 住宅団地の外縁部に連なる斜面林（みずき野地区）

### ② 守谷城址公園から守谷野鳥のみちの連続した緑

守谷城址公園から守谷野鳥のみち一帯は、中心市街地から身近な位置にありながら、大規模な里山と湿地草原などの貴重な日本の原風景が残っており、有機的な動植物連鎖のあるビオトープとなっています。

守谷野鳥のみちは、市民ボランティアが中心となり地元の中학생や事業者、行政とともに整備された生物多様性に配慮した、自然の恵みを最大限に活用した大規模な森であり、環境保全、地域振興、生物多様性への配慮など、様々な効果を生み出しています。これは、グリーンインフラの推進による持続可能なまちの実現につながる代表的な取組であることから、引き続き積極的な活動を進めていくことが求められます。



図 3-11 守谷野鳥のみち

### (3) 身近な緑

#### ① 市街地の身近な緑

市内の身近な緑として、公園、緑地などのオープンスペースや植樹帯などの街路樹の緑が挙げられます。これらは、彩り豊かな街並みを形成するとともに、まちの魅力向上にも大きく効果的であり、生活を豊かにします。

市内には、既に多くの公園、緑地や街路樹などが整備されており、今後将来も心豊かな生活を維持していくためには、これらの緑を保全・活用を図っていく必要があります。

また、市民協働によるより良い公園づくりや、住民ニーズに配慮した整備・改善なども重要です。



図 3-12 緑豊かな街路樹



図 3-13 文化財公園里山の会による守谷の花”ヤマユリ”の花苗（郷州文化財公園）

## ② 集落地に点在する緑や農地

市街化調整区域には、斜面林や農地に囲まれた既存集落が点在していることから、自然環境の保全とともに、居住環境の向上のための緑地環境の改善が求められます。

特に、既存の農地については、耕作放棄地が多く、居住環境の低下に影響しているため、農地利用最適化の推進や、耕作放棄地の解消・有効活用、環境学習の場としての活用など、効率的な農地活用を推進していく必要があります。

## (4) 緩衝としての緑

緩衝としての緑は、主に工業団地の縁辺部の緑や、常磐自動車道など大規模構造物の緩衝を目的とした緑を指します。

これらは、周辺住宅地との調和を図る目的において重要な役割を果たすことから、今後も緑化を推進していく必要があります。



図 3-14 工業団地の緩衝としての緑



■今後の緑の方向性

現況の緑を、河川や大規模農用地などの「縁取りとなる緑」、斜面林を中心とした保存緑地などの「市特有の緑」、住宅地内の公園や街路樹などの「身近な緑」、そして常磐道や工業団地の縁辺部などの「緩衝としての緑」に分類し、関連法の改正、上位及び関連計画による位置付け、前計画の評価、緑の現況と課題の整理から、守谷市における今後の緑の方向性として整理しました。

緑の分類と今後の緑の方向性	
<b>縁取りとなる緑</b>	河川、水辺空間や農用地などの市を縁取る緑
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンインフラとして教育やレクリエーションへの活用促進</li> <li>・生き物の生息に配慮した潤いある水辺環境の創出</li> <li>・地域活性化や地域文化の継承</li> <li>・広大な農地の多様な機能を最大限発揮できるよう維持・保全</li> </ul>
<b>市特有の緑</b>	斜面林を中心とした保存緑地などの守谷の原風景となる緑
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・斜面林、平地林、屋敷林、社寺林を持続的な緑として保全</li> <li>・守谷の原風景である「守谷城址公園から守谷野鳥のみち一帯」など、有機的な動植物連鎖のあるビオトープの維持・保全</li> <li>・「守谷野鳥のみち」のような、グリーンインフラの推進による持続的なまちの実現に向けた取組の促進</li> </ul>
<b>身近な緑</b>	公園や住宅内の緑地、街路樹などの緑
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園、緑地や街路樹などの緑の保全・活用</li> <li>・市民協働によるよりよい公園づくりや、住民ニーズに配慮した整備・改善</li> <li>・集落地に点在する緑や農地の効率的な活用</li> </ul>
<b>緩衝としての緑</b>	常磐道の沿道や工業団地縁辺部の周辺の住環境との調和を図るための緩衝の緑
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模構造物と周辺住環境との調和</li> </ul>

凡例

<b>緑の分類</b>	<b>公共施設</b>
縁取りとなる緑	行政関連施設
市特有の緑	学校
身近な緑（公園、緑地等）	図書館・公民館等
緩衝としての緑	<b>基本情報</b>
<b>その他</b>	鉄道駅
工場等	鉄軌道
地区計画（緑化指定率あり）・建築協定・まちづくり協定	水域
河川区域（縁取りとなる緑に含む）	守谷市域

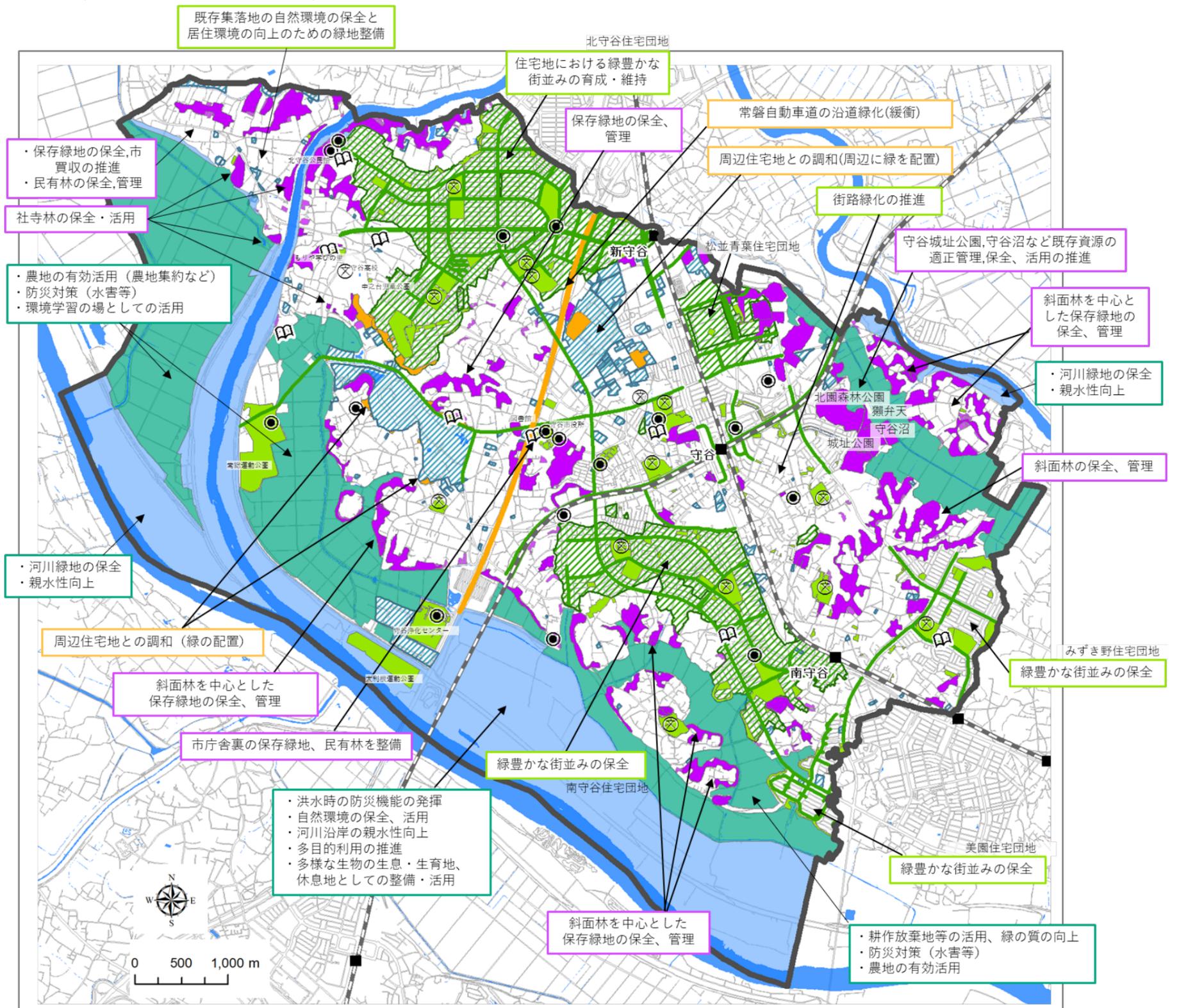


図 3-15 今後の緑の方向性

